

5号機 非常用ディーゼル発電機(C)の点検について

平成 17 年 6 月 20 日

発生号機	5号機（運転中）:改良型沸騰水型、定格電気出力138万キロワット
発生年月日	平成17年6月20日
発生時の状況	<p>運転中の5号機において、非常用ディーゼル発電機(C)(※1)の過速度停止装置(※2)の付属弁からの空気の漏えい量が、平成17年6月初旬から中旬にかけて徐々に多くなる傾向を確認したため、当該弁を点検することとしました。</p> <p>点検は、あらかじめ「原子炉施設保安規定」に基づく措置(※3)をとった上で、非常用ディーゼル発電機(C)を待機除外(※4)にして、行います。</p> <p>なお、本事象は非常用ディーゼル発電機(C)の運転に影響を与えるものではありませんが、予防保全の観点から点検を行うものです。</p>
原因	当該部の点検を実施し、原因を調査します。
対策	点検の結果により、検討します。
お知らせ基準	「表2-7(2)」に該当します。

※1 非常用ディーゼル発電機は、外部からの電源供給が停止した場合等に自動的に起動し、主要な機器(非常用炉心冷却系ポンプ等)に電力を供給する非常用の発電機で、5号機では(A)、(B)、(C)の3台あります。なお、通常はいつでも起動できるよう待機(停止)状態としています。

※2 過速度停止装置は、非常用ディーゼル発電機の回転数が運転中に何らかの原因で通常回転数よりも上昇した場合(通常回転数の114%以上)に、発電機が損傷するのを防ぐため、燃料の供給を止めてディーゼル発電機を停止させる装置です。なお、通常は別の装置(通常用停止装置)で停止させます。これらの装置は、圧縮機で作った空気を用いて動作させます。

※3 原子炉施設保安規定では、非常用ディーゼル発電機を点検等により一時的に待機除外とする場合には、他の2台の非常用ディーゼル発電機および原子炉隔離冷却系が動作可能であることを待機除外前に確認する、と定めています。

※4 待機除外とは、通常、いつでも起動できる待機状態にある機器を、故障や点検のために自動起動できない状態にすることです。

以上

5号機 非常用ディーゼル発電機(C) 系統概要図(停止装置用空気ライン)

